

三水会地区親睦会助成金交付要綱

(目的)

第1条 三水会は、会員相互の親睦を深めるために必要な地区親睦会活動に対して助成金を交付する。

(助成金の額)

第2条 助成交付金の総額は、年間20万円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第3条 地区親睦会がこの助成金の交付を受けようとする場合は、三水会地区親睦会助成金交付申請書に必要事項を記入し、前年度の2月末日までに三水会事務局に提出するものとする。

(助成金交付額の決定)

第4条 助成金を交付する地区親睦会及び、交付金額は、期日までに申請があったものの中から、三水会理事会において決定する。

(助成金交付の通知)

第5条 理事会における助成金交付の決定を受けた事務局は、当該する申請者に助成ならびに交付金額を通知する。

(報告書の提出)

第6条 三水会から助成金の交付を受けた地区親睦会は、実施後すみやかに、実施内容及び、会計事務の報告を行う。

(助成金の返還)

第7条 この交付要綱に付した条件に反する場合、又は、虚偽の報告が合った場合には、助成金の返還を命ずることがある。

(その他)

第8条 この要綱及び実施に関する必要事項の追加及び変更等については、理事会の議決を得て会長が定める。

附則

この要綱は、平成23年5月21日から実施する。